

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ

- 1 仙台家庭裁判所及び仙台家庭裁判所管内の各支部に照会できるのは被相続人の最後の住所地が宮城県内のものだけです。

最後の住所地は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。問い合わせ先の裁判所は末尾の表で確認してください。

また、照会の申請ができる方は、以下の2通りに限られます（本説明書は以下のAの方を対象としておりますので、ご注意ください。）。

 - A 相続人（相続放棄・限定承認の申述を行ったか否かは問いません。）
 - B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）
 - 2 照会の手数料は無料です。照会にあたっては、照会申請書及び被相続人等目録をご提出ください。調査については、被相続人等目録に記載された氏名に基づいて行います。
 - 3 照会には添付書類として以下の書類が必要になります。ただし、例外的にその他の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。
 - ※ 住民票の除票や戸籍謄本等の原本をご提出いただいても差し支えありませんが、原則、提出された原本は返還しませんので、ご注意ください。
 - (1) 被相続人の住民票の除票のコピー（本籍地が表示されているもの）

被相続人の死亡の事実と最後の住所地を確認するために必要な書類です。なお、保存期間の経過などにより取得できなかった場合は、被相続人の戸籍謄本のコピー及び戸籍の附票のコピーをご提出ください。
 - (2) 照会者と被相続人の戸籍謄本のコピー（照会者と被相続人との関係がわかる戸籍謄本）

照会者と被相続人との関係を確認するための書類です。照会者の戸籍謄本については、発行から3か月以内のものを提出してください。

なお、ご提出いただいた戸籍謄本だけでは照会者と被相続人との関係がわからない場合には、その関係がわかる戸籍謄本及び除籍謄本を別途ご提出いただく場合があります。
 - (3) 相続関係図
被相続人と相続人との関係図を手書きのもので結構ですので作成してください。

☆ (1)～(3)に代わり、法定相続情報一覧図の写し（被相続人の本籍の記載のあるもの）（コピーでも可）を提出することもできます。この場合、(1)～(3)の提出は原則不要です。

 - (4) 委任状（代理人に委任する場合のみ）

本申請において、代理人になれるのは弁護士だけです。
 - (5) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）
 - 4 調査期間は、配偶者及び被相続人の子（第1順位の相続人）については被相続人が死亡した日から、被相続人の直系尊属（第2順位の相続人）又は兄弟姉妹、甥・姪（第3順位の相続人）については先順位者の相続放棄が受理された日から、それぞれ原則3か月間になります。なお、第2順位及び第3順位の相続人に先順位者がいない場合は、被相続人が死亡した日から原則3か月間になります。
- ※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、末尾の表の各裁判所で取扱います。
- なお、同証明書の申請には、申述人1人につき150円分の申請費用がかかります（ただし、限定承認の場合は、申述人の人数にかかわらず一律150円です。）。

問い合わせ先

被相続人の最後の住所	提出先	住所・問合せ先
仙台市全区、塩竈市、名取市、 多賀城市、岩沼市、富谷市、 亶理郡(亶理町・山元町)、 黒川郡(大和町・大郷町・大衡村)、 宮城郡(松島町・七ヶ浜町・利府町)	仙台家庭裁判所受付センター	〒980-8637 仙台市青葉区片平1-6-1 TEL 022-745-6230
白石市、角田市、 柴田郡(大河原町・村田町・柴田町・川 崎町)、 伊具郡(丸森町)、 刈田郡(蔵王町・七ヶ宿町)	仙台家庭裁判所大河原支部	〒989-1231 宮城県柴田郡大河原町字中川原9 TEL 0224-52-2102
大崎市、栗原市、 遠田郡(涌谷町・美里町)、 加美郡(色麻町・加美町)	仙台家庭裁判所古川支部	〒989-6161 宮城県大崎市古川駅南2-9-46 TEL 0229-22-1694
石巻市、東松島市、 牡鹿郡(女川町)	仙台家庭裁判所石巻支部	〒986-0832 宮城県石巻市泉町4-4-28 TEL 0225-22-0363
登米市	仙台家庭裁判所登米支部	〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池桜小路1 05-3 TEL 0220-52-2011
気仙沼市、 本吉郡(南三陸町)	仙台家庭裁判所気仙沼支部	〒988-0022 宮城県気仙沼市河原田1-2-30 TEL 0226-22-6626